

感染症第6415号  
令和4年(2022年)3月17日

各保健所設置市新型コロナウイルス感染症対策本部担当課長 様

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課医療体制担当課長

発熱者等診療・検査医療機関指定要綱の一部改正について

標記の機関について、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底について」(令和4年(2022年)3月2日付け厚生労働省事務連絡)にて指定の拡大及び自治体ホームページへの公表の取組が求められているところから、発熱者等診療・検査医療機関指定要綱(以下、「指定要綱」という。)を一部改正するとともに、ホームページの掲載内容を患者にとってわかりやすい内容に改正することとしました。

つきましては、貴管内医療機関及び郡市医師会に周知いただくとともに、指定されている医療機関あてに別紙通知文を送付し、申請内容の確認を依頼願います。

記

1 添付資料

- ・改正後の指定要綱
- ・指定要綱の新旧対照表
- ・改正後の申請様式
- ・申請様式の新旧対照表
- ・公表台帳の新旧対照表
- ・医療機関あて通知文及び確認資料

2 提出期限

令和4年(2022年)3月28日(月)

3 その他

- ・道ホームページへの掲載にあたり、一部の項目を非表示とすることも差し支えありませんので、申し添えます。
- ・新しい様式での公表は、令和4年(2022年)4月以降を予定しています。

検査体制係

電話：011-206-0192(38-941)